別表　研修員手当の号別表　[第一条関係]

区分＼号別＼月額	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	26号	27号	28号	29号	30号
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	760,700	738,700	716,700	694,700	672,700	650,700	628,700	608,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700	452,700	430,700	408,700	386,700	364,700	342,700	320,700	298,700	276,700	254,700	232,700	210,700	188,700	166,700	144,700	122,700
大洋州																														
北米																														
中南米																														
欧州																														
中東																														
アフリカ																														

区分＼号別＼月額	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	26号	27号	28号	29号	30号
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア																			中華人民共和国 ネパール ミャンマー		インド 香港 モンゴル	モルディブ	シンガポール 大韓民国	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	インドネシア			
大洋州																					トンガ パラオ マーシャル ミクロネシア		オーストラリア フィジー	ニュージーランド						
北米																						米国		カナダ						
中南米																			ドミニカ共和国		コスタリカ ベルー コロンビア トリニダード・トバゴ ベネズエラ ホンジュラス	グアテマラ エルサルバドル ジャマイカ チリ パナマ パラグアイ ブラジル メキシコ	グレナダ							
欧州																					エストニア ウクライナ ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル ルクセンブルク ロシア	ウズベキスタン 英国 オーストリア キルギス ジョージア デンマーク フィンランド モルドバ ラトビア	アイルランド アゼルバイジャン イタリア カタール スペイン ドイツ ハンガリー フランス ベルギー	スロベニア チェコ ギリシャ セルビア ハンガリー リトアニア ルーマニア	エストニア クロアチア セルビア ハンガリー ポーランド ルーマニア	ブルガリア				
中東																														
アフリカ																														

区分＼号別＼月額	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	26号	27号	28号	29号	30号	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
アジア																															
大洋州																															
北米																															
中南米																															
欧州										イラク			アフガニスタン	イエメン			サウジアラビア	イラン	タジキスタン	アイスランド スイス	アルメニア カザフスタン ノルウェー										
中東									コンゴ民主共和国	アンゴラ 南スーダン	ギニア ナイジェリア	ジブチ	ガボン コートジボワール ソマリア スーダン	カメルーン ジンバブエ ベナン マリ モーリタニア	セネガル ブルキナファソ モザンビーク ルワンダ	ウガンダ エチオピア ガーナ マラウイ	タンザニア ボツワナ マダガスカル	リビア	アルジェリア ザンビア	ケニア イスラエル クウェート バーレーン ヨルダン	ナミビア オマーン シリア トルコ	エジプト 南アフリカ共和国 アラブ首長国連邦 カタール	チュニジア	モロッコ							
アフリカ																															

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の１００分の７５から１００分の１２５の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても１００分の７５から１００分の１２５の範囲内の率を勘案した号の設定が必要となる。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行し、この省令による改正後の別表の規定（マレーシア、モルディブ、ソロモン、ニュージーランド、コロンビア、バルバドス、ブラジル、メキシコ、タジキスタン、トルクメニスタン、モルドバ、ロシア及びザンビアに係る部分を除く。）は、平成二十七年八月一日から適用する。